

1	門真市P T A協議会 「セーフティネットワークシステム」運用要綱 .....	52
2	池田市「ANSINメールシステム」～池田かわら版 .....	54
3	大阪「安全なまちづくり」I T活用推進研究会 .....	56

## 資料編

---

# 1 門真市PTA協議会「セーフティネットワークシステム」運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市PTA協議会緊急配信システム「セーフティネットワークシステム」(以下「ネットワークシステム」という。)の適切な運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本ネットワークシステムは、門真市PTA協議会が、子どもたちの安全を守るため、子どもたちに関する情報を提供することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 門真市PTA協議会会長をもって、ネットワークシステム管理責任者(以下「管理責任者」という。)に充てる。

2 管理責任者は、システム管理、運用管理を適切に行うものとする。

(利用者)

第4条 利用者は、門真市PTA協議会役員、門真市立小・中学校、門真市教育委員会、ネットワークシステムの利用を希望する門真市小・中学校PTA会員等で管理責任者から登録を許可された者(以下「会員」という。)とする。

(会員登録)

第5条 会員になることを希望する者は、必要事項を管理責任者に届け出るものとする。

2 管理責任者は、審査のうえで、会員に登録するものとする。

3 登録期間は、会員として認められた日から年度末までとする。

(会員情報の保護)

第6条 管理責任者は、会員の個人情報の保護に努めなければならない。

(情報提供)

第7条 利用者が子どもたちの安全に関わる情報を入手したときは、管理責任者に提供することができるものとする。

(配信)

第8条 管理責任者は、情報の真偽を確認のうえ、関係する利用者に情報を配信する。その際、情報提供者及び被害者のプライバシーの保護に配慮しなければならない。

(会員登録の抹消)

第9条 管理責任者は、次の各号に該当する場合、速やかに会員登録を抹消し、登録データを消去しなければならない。

(1) 登録期間の満了した者

(2) 門真市小・中学校PTA会員等でなくなった者

(3) 会員登録の抹消を申し出た者

(4) 利用者として、ふさわしくないと判断された者

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成15年11月15日から施行する。

# 門真市PTA協議会セーフティネットワークシステム実施要項

## 1 趣旨

この要項は、門真市PTA協議会緊急配信システム運用要綱（以下、「運用要綱」と呼ぶ。）に従い、ネットワークシステムの適切な運用実施に関して必要な事項を定める。

## 2 管理

- ① ネットワークシステムのシステムの管理は、運用要綱第3条による管理責任者並びに管理責任者より任命された者により構成する最高管理者と利用者が属する組織の管理者（以下「所属別管理者」という。）が行う。
- ② ネットワークシステムのシステムの保守管理は、IT推進委員会が行う。

## 3 会員登録・審査

- ① 会員になることを希望する者は、必要事項を記入の上、申込用紙を所属管理者に提出する。
- ② 所属別管理者は、申込用紙の記入内容及び希望動機が運用要綱第2条の目的に適合していることを審査の上、最高管理者に申請する。
- ③ 最高管理者は総括的な審査の上で会員登録を行い、ID及びパスワードを発行する。④ 会員は発行されたIDおよびパスワードを自己の責任において適切に管理するものとする。

## 4 会員情報の保護

最高管理者、所属別管理者及びIT推進委員会は、会員の個人情報の保護に努めなければならない。

## 5 情報提供

利用者が子どもたちの安全に関わる情報を入手したときは、時間にかかわらず、最高管理者及び所属別管理者に情報提供を行うことができる。但し、利用者は情報提供を行う際、人権に十分配慮するとともに、次の各号に該当する内容を提供してはならない。

- ① 特定の個人・団体に対する誹謗・中傷及びプライバシーを侵害するもの
- ② 青少年が閲覧するにはふさわしくないもの
- ③ 法令ならびに公序良俗に反するもの
- ④ システムの運用実施に支障をきたすもの

## 6 情報の削除

最高管理者及び所属別管理者は、利用者から上記に該当する情報が提供されたとき、速やかに校正または削除を行う。

## 7 配信

情報の配信においては、運用要綱第8条を遵守の上、次のとおり行う。

- ① 最高管理者と所属別管理者は配信の承認を行うにあたり、早急な事実確認の上で、ネットワークにおけるモラルに留意し、速やかな配信を心がけるものとする。
- ② 承認・配信を行う時間は午前9時30分より午後9時までとする。但し、最高管理者が特に緊急と認める情報についてはこの限りではない。

## 8 会員登録の抹消

最高管理者と所属別管理者は、運用要綱第9条に該当する場合には、速やかに会員登録を抹消の上、申込書の破棄および登録データの消去を行う。

## 2 池田市「ANSIN メールシステム」 池田かわら版



ANSINメールが  
スタートします

問い合わせ  
危機管理課  
(☎754・6263)

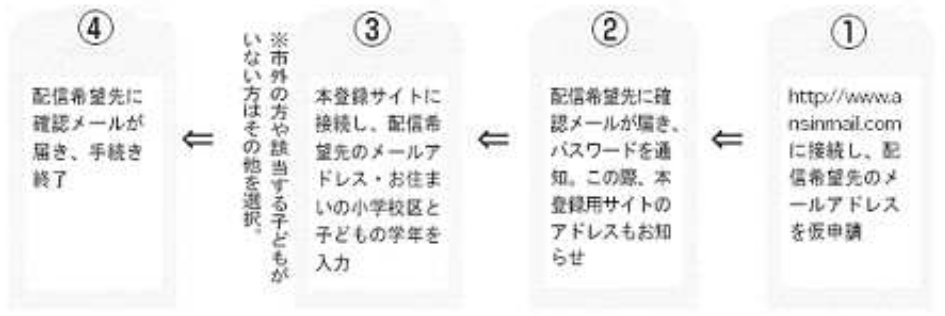
本市では6月から子どもの安全にかかわる情報を、携帯電話やパソコンなどに電子メールでお届けする「ANSINメール」制度をスタートさせます。配信希望の方は、下記のメールアドレス登録専用サイトへアクセスのうえ、必要事項を入力してください。

なお、登録受け付けは同月1日(火)から、メール配信は8日(火)からとなり、8日にはテストメールをお送りする予定です。

### ◎制度の概要

- このサービスは、すべての緊急情報を配信するのではなく、子どもたちの安全に関する情報のうち、事実確認を行い必要と判断した事例についてのみ配信します。
- 市外の方や子どものいない方でも登録できます。
- 登録申請は無料ですが、登録・メール受信にかかる通信料はご負担いただきます。
- 携帯端末の場合、利用者の電波状態などの条件によって着信に障害が発生する場合があります。
- このサービスは情報配信のみで、問い合わせには対応できません。
- 登録された申請者の情報は、本人の承諾なく第三者に提供・開示しません。
- このサイトの情報については管理責任者を置き、漏えい・改ざんなどの恐れのないよう厳重なセキュリティ保護体制を確立のうえ、適切に管理します。

### ◎登録方法



### ◎池田市学校園安全フォーラム

とき=6月3日(水)午後3時~5時 ところ=市民文化会館  
 内容=パネルディスカッション「子どもの安全は地域ぐるみで」と、兵庫教育大学教授・西岡伸紀さんの講演「学校園の危機管理の現状と課題」 問い合わせ=指導課 (☎754・6293)

### ◎学校安全シンポジウム

とき=6月8日(火)午後2時~5時 ところ=市民文化会館  
 内容=大阪教育大学教授・安井義和さんの「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会報告」と、シンポジウム「子どもの安全をどう創りだすか」 問い合わせ=同大学総務課 (☎0729・78・3213)

ANSINサイトにアクセス

登録者にメール着信

【発件時間】  
○月○日 (○) 午後○時○分

【場所 (地域)】  
○○町○番付近

【発件状況】  
○○を所持した不審な男性が……

○月○日 (○) 「○○○○について」を配信します。

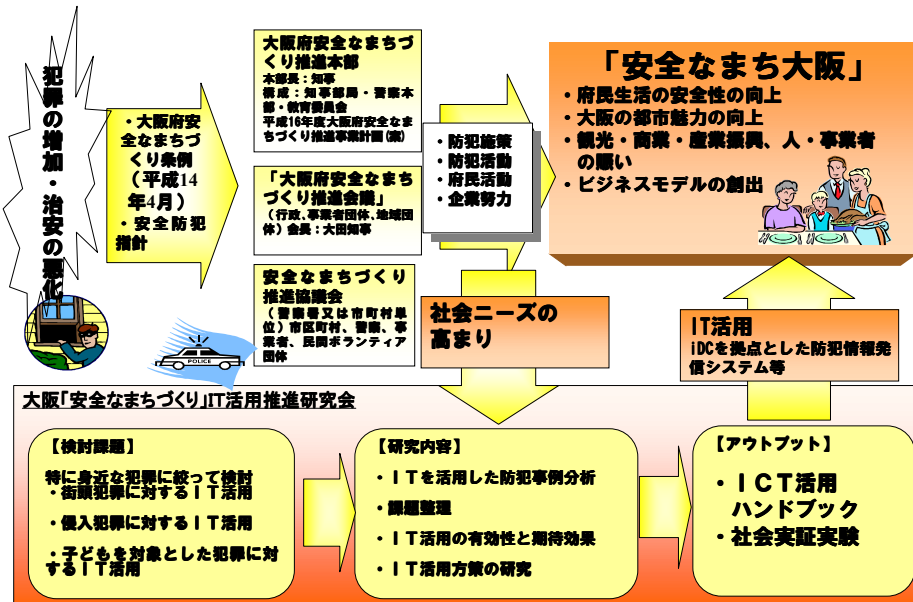
下記のサイトでご確認ください。

[ANSIN情報](#)

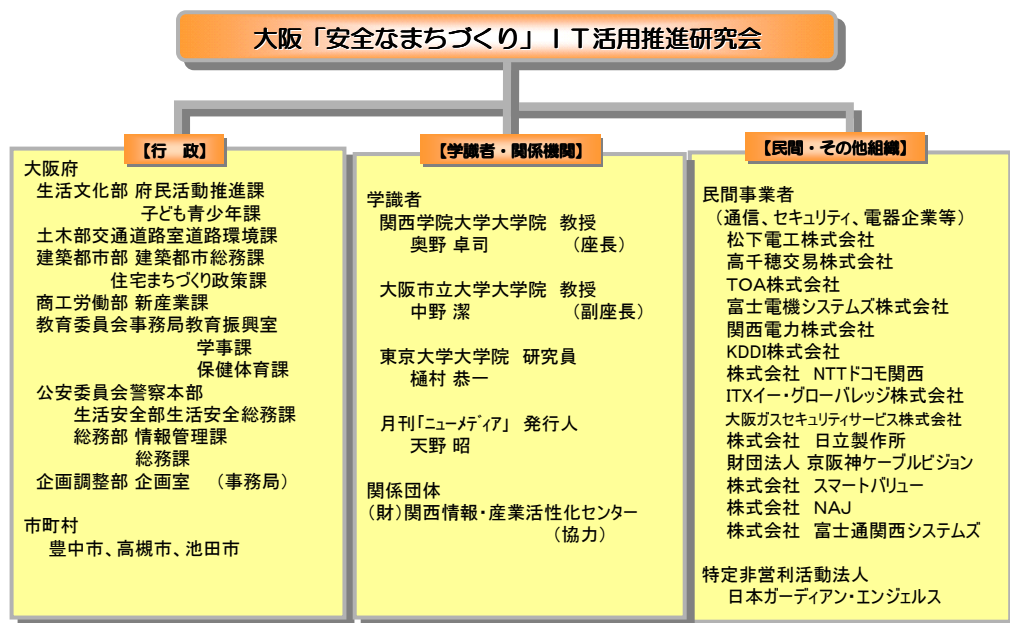
① 2004.6.1 池田市ホームページ <http://www.city.ikeda.osaka.jp/>

### 3 大阪「安全なまちづくり」IT活用推進研究会

#### 3. 1 位置づけ



#### 3. 2 体制



### 3. 3 ねらい

#### ◆ICT活用による更なる安全・安心環境

##### ・安全な防犯環境の実現をサポート

⇒ICT活用による高度で安全・安心環境の実現を目指す。

##### ・自主防犯に対する新たな意識改革を促進

⇒ICT活用による安全・安心環境作りは府民に「主体的に取り組む」という、更なる防犯意識の高揚を目指す。

##### ・大阪から新たな「安全なまちづくり」モデルの確立

⇒産学官のノウハウを相互共有し、新たな「安全まちづくりICT活用モデル」を確立し、大阪から全国へ情報発信・普及展開を目指す。

#### ◆安全・安心環境の実現にはまず身近な防犯から

##### ・街頭犯罪への取組み

⇒ひったくりや車上狙い、自動車盗等街頭で発生犯罪に対するICTを活用した防犯の取組み

##### ・侵入犯罪への取組み

⇒ピッキングやサムターン回し等巧妙化する侵入犯罪に対するICTを活用した防犯の取組み

##### ・子どもを対象とする犯罪への取組み

⇒通学途中や公園での連れ去り等子どもを対象とする犯罪に対するICTを活用した防犯の取組み

#### ◆産学官のノウハウを相互共有した新たなモデル

##### ・「安全なまちづくり」に関するノウハウの共有

⇒行政が持つ犯罪事例、傾向及び対策等の情報提供や民間事業者の持つサービス等の情報を共有し、安全・安心に関する情報交換を実施する。

##### ・安全・安心ICT活用モデルの研究

⇒府民に身近な防犯活動事例に着目し、各々の課題を解決した「安全まちづくりICT活用モデル」を研究する。

##### ・安全・安心ICT活用モデル実証実験の実施・検証・普及

⇒府域での「安全まちづくりICT活用モデル」の実証実験・検証と、大阪モデルとして普及・展開を図る。

## 大阪「安全なまちづくり」IT活用推進研究会メンバー

	団体名	所属	役職	氏名
座長	関西学院大学大学院社会学研究科		教授	奥野 卓司
副座長	大阪市立大学大学院創造都市研究科		教授	中野 潔
学識者	東京大学大学院工学系研究科	都市工学専攻 都市情報・安全システム研究室	研究員	樋村 恭一
	月刊「ニューメディア」		発行人	天野 昭
自治体	大阪府	生活文化部府民活動推進課	課長補佐	二宮 良徳
			総括主査	塩瀬 昌則
		生活文化部子ども青少年課	主査	吉澤 美香
		土木部交通道路室道路環境課	総括主査	佐藤 広章
		建築都市部建築都市総務課	課長補佐	山添 光訓
		建築都市部住宅まちづくり政策課	課長補佐	山下 久佳
		商工労働部商工振興室新産業課	主査	山田 幸孝
	大阪府教育委員会事務局	教育振興室学事課	指導主事	富田 明徳
		教育振興室保健体育課	指導主事	飯塚 剛
	大阪府公安委員会警察本部	生活安全部生活安全総務課	課長補佐	宮崎 光一
			課長補佐	溝渕 伸二
			係長	鈴木 雄大
		総務部情報管理課	課長補佐	山中 晃雄
		総務部総務課	課長補佐	川筋 浩二
			係長	柳谷 和広
	豊中市	政策推進部情報政策課	係長	森山 幸雄
	高槻市	総務部情報管理室	参事兼課長	木下 克己
			副主幹	春海 明
	池田市	IT政策課	課長	野村 靖仁
民間等	松下電工株式会社	情報機器エンジニアリング総合部	副理事	荒木 茂樹
	株式会社NAJ		代表取締役	宮野 渉
	高千穂交易株式会社	大阪支店	支店次長	田口 秀勝
	関西電力株式会社	グループ経営推進本部 情報通信事業戦略グループ	副長	浅野 雅史
	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	営業第二部	マネージャー	野口 善作
	株式会社富士通関西システムズ	公企業ソリューション事業部	社会ソリューション部長	木下 清孝
	富士電機システムズ株式会社	関西支社 第一営業総括部	部長	長尾 源承
	TOA株式会社	セキュリティネットワーク大阪営業所	所長	西岡 毅
	株式会社NTTドコモ関西	ソリューション営業部	課長	坂谷 豊夫
	KDDI株式会社	モバイルソリューション関西支社	課長	八木 岳人
	ITXイー・グローバルテック株式会社	ADテクノロジー部	マネージャー	瀧澤 淳
	株式会社日立製作所	ソリューション総括本部	GL主任技師	相模 太
	財団法人 京阪神ケーブルビジョン	企画営業部	部長	中川 章
	株式会社スマートバリュー		代表取締役	渋谷 順
	特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エンジェルス	西日本統括理事	理事	木谷 和宏
事務局	大阪府	企画調整部企画室	副理事兼課長	浅野 幸治
			課長補佐	春名 克俊
			主任企画員	黒田 雅典
			企画員	讃岐 光夫
			企画員	工代 哲也
協力	財団法人 関西情報・産業活性化センター	調査事業部	研究員	石橋 裕基



大阪府

大阪府企画調整部企画室科学・情報グループ 平成16年10月発行  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 / TEL06(6941)0351

この冊子は300部作成し、一部あたりの単価は243円です。